

支援内容をお知らせします

新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活や経済に大きな影響が出ています。今号では、生活の維持や事業継続への対応策として実施する特別定額給付金給付事業と、各種支援制度を紹介します。

市民の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の拡大については、依然厳しい状況が続いていることを踏まえ、緊急事態宣言が延長されました。

4月7日の緊急事態宣言の発令以降、市では感染の予防と拡大防止のため、大栄幼稚園や市立小中義務教育学校の休園・休校、公共施設の休館や利用制限、またイベントについても中止している状況です。

市民の皆さまには、これまで感染の拡大防止にご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。このたびの緊急事態宣言の延長に際して、いま一度、小まめな手洗い、マスク着用の徹底、不要不急の外出を控えるなど、感染の予防と拡大防止についての重要性を認識していただき、責任ある行動をお願いいたします。この国家的な危機を乗り越えるため、市民の皆さまのさらなるご理解、ご協力をお願い申し上げます。

成田市長 小泉一成

特別定額給付金給付事業

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金給付事業を実施します。

給付対象者＝基準日(4月27日)時点で、市に住民記録がある人

申請者・受給権者＝給付対象者の世帯主

給付額＝給付対象者1人当たり10万円

給付日＝申請受け付け後に送付される決定通知でお知らせします

給付金の申請方法

5月19日(火)に、市から世帯主宛てに申請書類を発送します。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から申請方法は次のいずれかを基本とし、給付は原則として世帯主の本人名義の銀行口座への振り込みとなります。

- 郵送申請方式…申請書類に振込先口座などの必要事項を書いて、右記の必要書類とともに市に返送する
- オンライン申請方式(マイナンバーカードを持っている

人)…マイナポータル(<https://myna.go.jp>)で、振込先口座などの必要事項を入力後、振込先口座の確認書類をアップロードし申請する

必要書類

- 本人確認書類…マイナンバーカード・運転免許証などの写し(オンライン申請方式では不要)
- 振込先口座の確認書類…金融機関名・口座番号・口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し(市税の引き落としなどに使用している世帯主名義の口座である場合は不要)

申請開始日

- 郵送申請方式…5月20日(水)
- オンライン申請方式…5月1日(金)

成田市特別定額給付金コールセンター

電話番号＝☎33-3621

受付時間＝午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

給付金を装った詐欺にご注意を

新型コロナウイルス感染症対策や特別定額給付金給付事業に便乗した「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に注意してください。

- 市や国の職員などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)を操作させることは絶対にありません
- 給付のために手数料などの振り込みをさせることは絶対に

にありません

少しでも不審な電話が掛かってきたり、郵便物やメールが届いたりした場合は、消費生活センター(☎23-1161)や警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。

※くわしくは成田市特別定額給付金コールセンター(☎33-3621)へ。

特別定額給付金に関するQ&A

Q1 申請はいつまで受け付けてくれますか。

A1 申請開始日から3カ月以内と定められていますので、申請期限までに手続きをお願いします。期限を過ぎると受け取ることができませんので注意してください。

Q2 基準日(4月27日)に生まれた子どもや、基準日以降に亡くなった人は給付対象者となりますか。

A2 基準日に生まれた子どもは支給対象者となり、4月28日以降に生まれた子どもは給付対象者となりません。また、基準日以降に亡くなった人は給付対象者となります。

Q3 外国人は給付対象者となりますか。

A3 市に住民記録がある外国人は給付対象者となりますが、短期滞在者や不法滞在者は住民記録がないため対象となりません。

Q4 特別定額給付金は課税対象となりますか。

A4 特別定額給付金は非課税となりますので、課税対象となりません。

Q5 体が不自由で、自分で申請ができない場合、どのように申請したらよいですか。

A5 本人による申請が困難な場合、代理人による申請が可能です。代理申請には、本人と代理人との関係を説明する書類などの提出が必要です。

Q6 申請書や提出書類に口座情報が含まれていますが、情報漏えいの心配はないでしょうか。

A6 市民から特別定額給付金給付事業のために提供された個人情報は、市が定めている個人情報保護条例に基づき、当該給付事業の関係上必要な範囲で利用し、厳正に管理・処理します。

Q7 令和2年5月7日にA市から成田市に引っ越してきました。特別定額給付金はどちらの市で支給されますか。

A7 基準日(4月27日)時点でA市に住民記録があるため、A市から支給されます。

Q8 配偶者からの暴力(DV)を理由に、B市から成田市へ避難しています。特別定額給付金はどちらの市で支給されますか。

A8 原則、基準日(4月27日)時点で住民記録がある市区町村での支給となります。ただし、一定の要件を満たし、避難先の市区町村(現在、居住している市区町村)に「申出書」を提出した場合は、基準日に配偶者と同一世帯であっても、避難先の市区町村(成田市)から支給されます。

参考：総務省・特別定額給付金(よくある質問)

新型コロナウイルス感染症に関する支援制度

新型コロナウイルス感染症の影響で困っている人や個人事業主・企業を対象とした、さまざまな支援を紹介します。くわしくは各問い合わせ先へ。

個人向けの支援

名称	内容	問い合わせ先
特別定額給付金	4月27日時点で、市に住民記録がある人(外国人登録を含む)に、1人当たり10万円を支給します	成田市特別定額給付金コールセンター(☎33-3621)
市税の納付の猶予	納付が困難になった場合、一定の条件を満たしている人は、申請に基づいて納付の猶予を受けることができます	納税課(☎20-1519)
国民健康保険税の減免	納付が困難になった場合、一定の条件を満たしている人は、減免になる場合があります	保険年金課(☎20-1526)
介護保険料の減免	納付が困難になった場合、一定の条件を満たしている人は、減免になる場合があります	介護保険課(☎20-1545)
要介護認定・要支援認定の有効期間の延長	要介護認定・要支援認定の更新申請をする人で、介護保険施設や病院の入所者のほか在宅を含む全ての被保険者について、面会が困難または認定調査を希望しない場合は、認定の有効期間を6カ月延長します	
水道料金・下水道使用料の納付の猶予	納付が困難な場合は、水道料金・下水道使用料の徴収を行っている事業者にご相談してください	ヴェオリア・ジェネッツ(株)(☎22-8881)、ニュータウン地区(中台・加良部・赤坂・玉造・橋賀台・吾妻)は船橋水道事務所成田支所(☎27-2232)
なりた子育て応援給付金	児童手当または特例給付の支給を受ける人、平成14年4月2日～17年4月1日生まれの子どもと同一世帯の養育者(子どもが養育者の扶養から外れている場合や婚姻している場合を除く)に、子ども1人当たり1万円を支給します	子育て支援課(☎20-1538)
子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当(特例給付は除く)の支給を受ける人に、子ども1人当たり1万円を支給します	
母子父子寡婦福祉資金の貸し付け	子どもが通う学校の休校により就業が難しくなったり、勤務先が休業したりして、一時的に収入が減少した母子・父子家庭の世帯に、必要な資金の貸し付けを行います	建築住宅課(☎20-1564)
市営住宅の家賃等減免制度	世帯の所得に変動があり、一定の基準を満たす入居者については、家賃を減額することができる場合があります	
生活福祉資金貸付制度(緊急小口資金)	勤務先の休業などにより一時的に収入が減少した人に、20万円を上限に生活資金を無利子で貸し付けを行います	社会福祉協議会(☎27-7755) 中央労働金庫個人向け緊急小口資金相談コールセンター (☎0120-46-1999)
生活福祉資金貸付制度(総合支援資金)	失業などにより生活が困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯に対し、単身世帯45万円・2人以上の世帯60万円を上限に無利子で貸し付けを行います(低所得世帯は返済免除の特例あり)	社会福祉協議会(☎27-7755)
労災保険の休業補償	業務・通勤中に感染した場合、平均賃金の8割程度を補償します	労災保険相談ダイヤル (☎0570-006031)
傷病手当金	健康保険などの被保険者が業務外で感染した場合、3日を経過した日から月給の日額の3分の2程度を支給します	各健康保険組合など
休業手当	会社に責任のある理由で休む場合、平均賃金の6割以上を支給します	特別労働相談窓口 (☎043-221-2303)
雇用保険の失業給付	勤め先を解雇された場合、年齢や勤続年数などに応じて、直近6カ月の平均賃金の45～80%を最長1年間給付します	ハローワーク成田駅前庁舎 (☎89-1700)
未払賃金立替払制度	勤め先が倒産した場合、受け取っていない賃金と退職金の8割(上限296万円)を給付します	労働者健康安全機構の未払賃金立替払相談コーナー (☎044-431-8663)

高等教育修学支援新制度	生活が困窮し、緊急に支援を必要としている学生が一定の条件を満たしている場合に、授業料減免や給付型奨学金を受けられます	日本学生支援機構奨学金相談センター(☎0570-666-301)
住居確保給付金	失業・休業などにより家賃の支払いが難しくなった人で一定の条件を満たす場合に、3カ月を限度として給付金を支給します(一定条件により最大9カ月まで延長可)	暮らしサポート成田(☎20-3399)

個人事業主・企業向けの支援

名称	内容	問い合わせ先
成田市中小企業等緊急支援給付金	市内で事業を営む一定の条件を満たした中小企業・個人事業主に30万円の給付金を支給します	成田市新型コロナウイルス感染症対策専用ダイヤル(☎20-1535)
千葉県による中小企業等への支援	売り上げが前年と比べて一定以上減少した、県内に本社を有する中小企業・個人事業主に30万円を上限に支給します	商工労働部経済政策課政策室(☎043-223-2703)
持続化給付金	売り上げが前年と比べて一定以上減少した中小企業に200万円・個人事業主に100万円を上限に支給します	中小企業金融・給付金相談窓口(☎0570-783183)
小学校休業等対応支援金	臨時休校などに伴う子どもの世話で休む個人事業主に1日4,100円を支給します	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター(☎0120-60-3999)
小学校休業等対応助成金	臨時休校などに伴う子どもの世話で休む労働者に対し、労働基準法上の有給とは別に有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主に、労働者1人当たり1日8,330円を上限に助成します	
雇用調整助成金	事業の縮小を余儀なくされた事業主に、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を、労働者1人当たり1日8,330円を上限に助成します	ハローワーク成田からべ庁舎(☎27-8609)
セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証	売り上げが一定以上減少している中小企業に向けた融資の保証制度で、一般の保証枠とは別枠で利用できます。申し込みには、市が発行する認定書が必要です	融資の相談については取引先の金融機関または千葉県信用保証協会(☎043-221-8111)。認定の申請については商工課(☎20-1622)
働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)	テレワークを新規で導入する中小企業に100万円を上限に支給します	テレワーク相談センター(☎0120-91-6479)

*5月7日時点の情報を掲載しています。最新の支援制度については市ホームページなどで確認してください。

新型コロナウイルス感染症対策に関する相談窓口

*5月7日時点の情報です。

布マスクの全戸配布について

- 布マスクの全戸配布に関する電話相談窓口(厚生労働省)
☎0120-551-299(午前9時～午後6時)

緊急事態措置に対する市の対応について

- 成田市新型コロナウイルス感染症対策専用ダイヤル
☎20-1535(平日の午前8時30分～午後5時15分)

感染しているかと思ったら

- 印旛健康福祉センター(印旛保健所)成田支所
☎26-7231(平日の午前9時～午後5時)
FAX 26-4760

感染症に関する問い合わせ先

- 成田市医療相談ほっとライン
☎0120-24-1130(24時間年中無休)
- 千葉県の電話相談窓口
☎0570-200-613(24時間年中無休)
- 厚生労働省の電話相談窓口
☎0120-565653(午前9時～午後9時)
FAX 03-3595-2756

事業者向けの相談窓口

- 中小企業金融・給付金相談窓口(経済産業省)
☎0570-783183(午前9時～午後5時)